

特集1:

・ 歴史上の人物名”  
は誰のもの？

歴史上の人物名(周知・  
著名な故人の人物  
名)からなる商標登録  
の商標審査便覧公表

特集2:

・商標の力



特集1

## “歴史上の人物名”は誰のもの？

歴史上の人物名(周知・著名な故人の人物名)からなる  
商標登録の商標審査便覧公表



“徳川家康”や“坂本龍馬”等の歴  
史上著名な人物名は、商標登録でき  
るのでしょうか？最近では、大河ドラ  
マ“天地人”の影響で、“直江兼継”の  
人物名が商標出願されています。

著名な歴史上の人物名は、その人  
物の名声により強い顧客吸引力を有  
することから、それを商標として使用  
したい者により出願されて登録されて  
きました。例えば、「家康」(登録第52  
2939号 昭和33年登録)や「石川  
啄木」(登録第605542号 昭和38  
年 登録)等が、商標登録されていま  
す。

しかしながら、周知・著名な歴史上  
の人物は、その人物のゆかりの地に  
おいては人々に敬愛の情をもって親  
しまれており、その土地にゆかりがな

い者がその人物名について商標とし  
ての独占的な使用権を得てしまうこと  
はおかしいようにも感じます。近年で  
は、「高杉晋作」の商標登録に対し、  
地元自治体から、歴史上の著名な人  
物名に関して独占排他的に権利を主  
張すること自体認められるべきではな  
いと登録異議の申し立てがされ、ま  
た、「金子みすず」の商標出願の審判  
過程において地元から商標登録に反  
対する情報提供がなされる事例があ  
りました。

特許庁は、このような事情を勘案し  
て、“歴史上の人物名”の商標登録の  
基準を見直し、2009年10月21日に  
審査便覧を公表しました。公表された  
審査便覧は、概ね次の通りとなってい  
ます。

## 特集1:

・「歴史上の人物名」  
は誰のもの？

歴史上の人物名(周知・著名な故人の人物名)からなる商標登録の商標審査便覧公表

## 特集2:

## ・商標の力

## 《直江兼継とは?!》

戦国時代から江戸時代前期にかけての武将。上杉氏の家老。

長尾政景に仕えた樋口兼豊の長男(木曾義仲の重臣・樋口兼光の子孫と言われている)。

兼統は、仙桃院(謙信の実姉で景勝の母)の推薦で幼い頃から景勝に近侍していたといわれるが、当時の様子を窺える史料は皆無である。

(Wikipedia より抜粋)

1. 歴史上の人物名からなる商標登録出願の審査においては、商標の構成自体がそうでなくとも、商標の使用や登録が社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も商標法第4条第1項第7号に該当し得ることに特に留意するものとし、次に係る事情を総合的に勘案して同号に該当するか否かを判断することとする。

- (1) 当該歴史上の人物の周知・著名性
- (2) 当該歴史上の人物名に対する国民又は地域住民の認識
- (3) 当該歴史上の人物名の利用状況
- (4) 当該歴史上の人物名の利用状況と指定商品・役務との関係
- (5) 出願の経緯・目的・理由
- (6) 当該歴史上の人物と出願人との関係

2. 上記1. に係る審査において、特に「歴史上の人物の名称を使用した公益的な施策等」に便乗し、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図をもってした商標登録出願」と認められるものについては、公正な競争秩序を害するものであって、社会公共の利益に反するものであるとして、商標法第4条第1項第7号に該当するものとする。

[審査便覧 42. 107. 04]から

上記基準によれば、歴史上の人物が、1. 広く国民の敬愛を集めていたり、「共有財産」の様に認識されたりしている場合、特に、2. 「町おこしなどの公益的な施策などに便乗し、公共的利益を損なうことを知りながら利益の独占を図る意図をもった出願」は公序良俗に違反する(4条1項7号)として登録は認められなくなります。

この基準が公表されたとはいえ、「100万石以下の武将の人物名」の商標登録はOK、「高杉晋作」の商標登録はNGという簡単な基準ではありませんので、結局ケースバイケースに判断せざるを得ないと思います。また、商標の登録可否の判断時にどの程度その歴史上の「人物」が脚光を浴びているかにより、登録されるか否かは変わります。

ただ、従来よりも登録のハードルが高くなったことは確かです。今後、歴史上の人物名を商標として商標登録・使用したい場合には、その人物に対する人々の認識度や人物名の利用状況等を出願前・使用前に調べておくことをお勧めします。

最後に、大河ドラマ「天地人」も大詰めを迎えドラマの展開に目が離せなくなってきましたが、冒頭で触れた「直江兼継」の商標登録の行方」にも注目したい所です。

審査便覧の詳細については、特許庁ホームページからダウンロード可能です。

[審査便覧 42. 107. 04]

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/kijun/kijun2/syouhyoubin.htm>

特集1:

・歴史上の人物名”  
は誰のもの？

歴史上の人物名(周知・  
著名な故人の人物  
名)からなる商標登録  
の商標審査便覧公表

特集2:

・商標の力



YKI国際特許事務所

〒180-0004  
東京都武蔵野市吉祥寺本町  
1-34-12

TEL:  
0422-21-2501

FAX:  
0422-21-2391

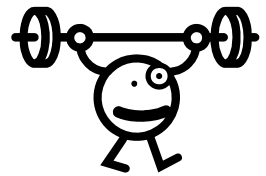
E-MAIL:  
[yoshida.mamiko@yki.jp](mailto:yoshida.mamiko@yki.jp)

URL:  
<http://www.yki.jp/>

特集2

商標の力

商標権を取得するとどんな良いことがあるのでしょうか？  
商標法25条は、下記のように定めています。



商標法25条 商標権者は指定商品又は指定役務について  
登録商標を使用する権利を占有する。

日本では、商標権の効力として、商標権者には、指定商品等について独占的に商標を使用する権利が与えられます。

これにより、商標権者は、他人の使用を排除し独占・排他的に登録商標を使用することで、商標に業務上の信用を化体させ、企業のブランドを構築させることができます。

ここまでは、商標の教科書に記載されている商標の効力(力)ですが、今日は、教科書に書いていない、お客様から学んだ“商標の力”についてお話したいと思います。

あるクライアントの開発部が新しい商品を開発し、「商品名」、商品に使用する「商品キャラクターのデザイン」、「商品キャラクターの名前」を考え、これらについて商標登録をしたいと相談されました。早速調査をしたところ、既に「商品キャラクターの名前」に類似する名前が商標登録されており、この「商品キャラクターの名前」のみが登録は難しいことが判明しました。そこで、商品の販売もまだ先であることから、クライアントの知財部の方に商標を変更することを勧めました。

数日後、知財部から、「開発部はどうしてもこの商標が使いたから、相談に乗ってくれないか？」と連絡があり、クライアントの知財部1名、開発部2名、当方というメンバーでミーティングを開くことになりました。

ミーティングで弊所からは、  
1)「商品キャラクターの名前」と「類似する先行の登録商標」は、過去の審判例からみても、非類似の商標であると主張して登録を受けることは難しい。  
2)もし、先行の登録商標が3年間継続して使用されていないければ、不使用を理由に取り消すことは可能。  
3)先行の商標権者にこの商標を登録してもらい、権利化後、その商標権をクライアントに移転してもらうことによりクライアントが登録を受けることは可能(いわゆる、アサインバック)。

と説明をしました。

先行商標に類似する商標について権利化するための方策は、基本的に2)、3)の方策がありますが、2)不使用か否かを調査することは難しく、また、3)アサインバックは、相手方の意思に委ねられてしまうので、これらの方策でも登録を受けられない可能性があります。弊所としては、開発部にこの商標が登録を受けられないリスクがあることを納得してもらって、商標を再考させる方向が良いと考えていました。

どっちつかずの空気が流れなんともしがたい雰囲気の中、開発部の方が、

「商標の再考を勧められてあれから色々名前を考えたんですよ。でも、やっぱりこの名前がこの商品にピッタリだし、これ以上の名前がないんですよ。」と。

また、別の開発部の方は、

「この名前がピッタリすぎて、他の名前だとあまり(開発部の)やる気がでないですよ！」

と(上体を乗り出す勢いで)言われました。

このとき、とても大事な新しいことに気づかされました。

商標は、法律上、他人の使用を排除できるという力は決まっているけれど、商標には、社員のやる気を引出したりする求心力もあるのだなと。ビジネス本には、お金を出してでも社員のやる気をだささせるべきだなどと書いてありますが、商標にもこんな力があつたなんて、素晴らしいですよ。

仕事を通して商標の教科書にない 生きた“商標の力”を学ばせて頂きました。また、これ以外にも、貴社では、思いもよらない“商標の力”が働いているかもしれませんね。

文責:弁理士 吉水 容世(よしみずやすよ)  
(yoshimizu\_y@yki.jp)